



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
代表者名 取締役社長 柴戸 隆成  
(コード番号 8354 東証第一部、福証)  
問合せ先 経営企画部長 三好 啓司  
(TEL 092-723-2502)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 9 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 28 年 4 月 6 日付で当社第一種優先株式 18,742,000 株を取得及び消却したことに伴い、発行可能株式総数を減ずるとともに、第一種優先株式について規定された部分を削除するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定の根拠条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (水) (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水) (予定)

以 上

## 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18億1,887万8千株</u>とし、各種別の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。</p> <p><u>普通株式 18億株</u></p> <p><u>第一種優先株式 18,878千株</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18億株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式及び第一種優先株式の単元株式数は、<u>それぞれ1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>
第3章 優先株式	(削除)
(優先配当金)	(削除)
<p>第12条 当社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、<u>優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第13条に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>第一種優先株式1株につき14円</u></p> <p>② <u>ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>③ <u>優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については配当を行うことができるものとする。</u></p>	
(基準日を定めて行う剰余金の配当)	(削除)
<p>第13条 当社は、<u>第54条第2項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、前条第1項本文で定める額の2分の1を上限とする金銭に</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>よる剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p>	
<p>② <u>当社は、第 54 条第 3 項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、別途取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当を行う。</u></p>	
<p><u>（残余財産の分配）</u></p>	(削除)
<p>第 14 条 <u>当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</u></p>	
<p><u>第一種優先株式 1 株につき 500 円</u></p>	
<p>② <u>優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	
<p><u>（議決権）</u></p>	(削除)
<p>第 15 条 <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金の額（当該優先配当金に係る基準日の属する事業年度において第 13 条の規定に基づき優先配当金が支払われているときは、当該優先配当金の額を控除した額。以下本条において同じ。）の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先株主に対して優先配当金の配当を行う旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</u></p>	
<p><u>（優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等）</u></p>	(削除)
<p>第 16 条 <u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。</u></p>	
<p>② <u>当社は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>	
<p><u>（第一種優先株式の取得）</u></p>	(削除)
<p>第 17 条 <u>当社は、第一種優先株式について、当社の取締役会が取得日として定める日に当該優先株式 1 株につき 500 円で当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u></p>	
<p>② <u>前項に基づき、優先株式の一部取得をする場合には、抽選により行う。</u></p>	
<p><u>（優先順位）</u></p>	(削除)
<p>第 18 条 <u>当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、第 13 条の規定による剰余金の配当及び残余財産</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>の支払順位は、同順位とする。</u></p>	
<p><u>(除斥期間)</u></p>	(削除)
<p><u>第 19 条 第 55 条の規定は、優先配当金、優先中間配当金及び基準日を定めて行う剰余金の配当の支払いについてこれを準用する。</u></p>	
<p>第 4 章 株主総会</p>	第 3 章 株主総会
<p>第 20 条～第 26 条 (条文省略)</p>	第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	(削除)
<p><u>第 27 条 第 22 条、第 23 条、第 24 条及び前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。</u></p>	
<p><u>② 第 21 条の規定は、当会社の定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p><u>③ 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>	
<p>第 5 章 取締役及び取締役会</p>	第 4 章 取締役及び取締役会
<p>第 28 条～第 39 条 (条文省略)</p>	第 19 条～第 30 条 (現行どおり)
<p>第 6 章 監査役及び監査役会</p>	第 5 章 監査役及び監査役会
<p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p>	第 31 条～第 32 条 (現行どおり)
<p>(任期)</p>	(任期)
<p>第 42 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	第 33 条 (現行どおり)
<p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	② (現行どおり)
<p>③ 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
<p>第 43 条～第 48 条 (条文省略)</p>	第 34 条～第 39 条 (現行どおり)
<p>第 7 章 会計監査人</p>	第 6 章 会計監査人
<p>第 49 条～第 51 条 (条文省略)</p>	第 40 条～第 42 条 (現行どおり)
<p>第 8 章 計算</p>	第 7 章 計算
<p>第 52 条～第 55 条 (条文省略)</p>	第 43 条～第 46 条 (現行どおり)